

2005 年第 145 號法律公告

《2005 年〈2004 年廢物處置(指定廢物處置設施)
(修訂)規例〉(生效日期)公告》

1. 現根據《2004 年廢物處置(指定廢物處置設施)(修訂)規例》(2004 年第 165 號法律公告)第 1 條，指定 2005 年 12 月 1 日為該規例以下條文開始實施的日期——

- (a) 第 1 及 2 條；
- (b) 第 3 條(就新的第 3A(3) 及 (4) 條而言)；
- (c) 第 8 及 9(a) 及 (b) 條；及
- (d) 第 9(c) 條(就附表 1 新的第 23 及 25 項而言除外)。

2. 現根據《2004 年廢物處置(指定廢物處置設施)(修訂)規例》(2004 年第 165 號法律公告)第 1 條，指定 2006 年 1 月 20 日為該規例以下條文開始實施的日期——

- (a) 第 3 條(就新的第 3A(1) 及 (2) 條而言)；
- (b) 第 4 至 7 條；及
- (c) 第 10 條(就新的附表 2 第 4 項指明的附表 1 第 23 及 25 項而言除外)。

環境運輸及工務局局長
廖秀冬

2005 年 9 月 13 日